

低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金のお知らせ

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するように、対象となる方に給付金を支給します。

■申請手続

支給対象である可能性のある方に、4月上旬に申請用紙などを送付します。申請の受付は4月中旬から開始する予定です。(申請期間は3か月間です)

■支給対象者及び支給要件

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方

■対象外の範囲

生活保護制度の受給者など
(平成27年1月1日現在に保護が停止されていた方及び平成27年1月2日から平成28年4月1日までの間に保護が廃止され、または停止された方を除く)

■給付額 1人につき 3万円

※「給付金振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。町や厚生労働省などがATM(銀行、コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

●問い合わせ先

長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)

固定資産税についてのお知らせ

◎縦覧制度について

この制度は、固定資産税の納税者自身が固定資産の価格が適正であるかどうかを確認するために、他の土地・家屋の価格と比較ができるように行われるものです。

■縦覧期間 4月1日(金)～5月31日(火) 8:30～17:15
(土・日・祝日を除く)

■縦覧場所 税務課

■縦覧できるもの

土地価格等縦覧帳簿:所在地番、地目、地積、評価額
家屋価格等縦覧帳簿:所在地、家屋番号、用途、構造、床面積、評価額

■縦覧できる人

土地または家屋の固定資産税納税者、納税管理人、納税者から委任された人

※委任された人は本人確認ができるものと委任状をお持ちください。

◎土地の地目変更などについて

平成28年度における固定資産税は、平成28年1月1日現在の状況により課税されますので、平成27年中に土地の地目や地積が変更となった場合は、変更後の内容により課税されることになります。

特に、農地(田・畑)や山林から、宅地や雑種地に地目が変更となる場合は、課税の基礎となる評価額が高くなるため、固定資産税の額も上がることになりますのでご注意ください。

※農地の転用許可を受けた場合や、太陽光発電設備の用地は雑種地または宅地での評価となります。

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3111(内線135)

「大分みらい信用金庫」が町の収納代理金融機関に加わります

平成28年4月から「大分みらい信用金庫」でも町税・使用料などの窓口納付ができるようになりました。

これを機会に「大分みらい信用金庫」に口座をお持ちの方は、便利な口座振込をご利用ください。また、口座振込の手続きは、役場各窓口、たいへいの里(大平支所)、唐原出張所で行ってください。

町税・使用料などの窓口納付、口座振込が可能な金融機関

◎指定金融機関 福岡銀行

◎収納代理金融機関

福岡京築農業協同組合、福岡ひびき信用金庫
大分銀行、九州労働金庫、ゆうちょ銀行
西日本シティ銀行、大分みらい信用金庫

●問い合わせ先

会計室 TEL 72-3111(内線151)

引越しの際は住所の異動手続きを忘れずに

住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

入学、就職、転勤などによる引越して、住所を異動される方は住民票の異動の届出を行ってください。

異動届の際に必要です。忘れずにご持参ください。

対象となる方全員の

- ◎マイナンバーの「通知カード」
- ◎「マイナンバーカード」(お持ちの方)
- ◎「住民基本台帳カード」(お持ちの方)

●問い合わせ先

住民課 生活窓口係 TEL 72-3111(内線144・145)

国民年金学生納付特例のお知らせ

平成28年度の学生納付特例の受付を開始しています。学生の方で、経済的な理由により国民年金保険料を納めることが困難であると認められる場合は、申請手続きにより保険料の納付が猶予されます。

申請をしないで未納(納付しない)のまま放置していると、将来年金が受けられなかったり、万が一の事故や病気の際に障害が残っても障害年金が受けられない場合があります。保険料を納めることが困難な学生の方は必ず手続きをしてください。

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

平成26年度決算に基づく財務書類4表

総務省の作成基準(総務省方式改定モデル)により平成26年度決算に基づく上毛町一般会計及び特別会計の連結財務書類4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)を作成しました。

① 貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

住民サービスを提供するために保有している財産(資産)と、その財産をどのような財源で賄ってきたかを総括的に示したものです。

資産 330億9千万円 **負債 64億2千万円**

町が所有している財産
◎公共資産 243億1千万円
道路・学校・庁舎など

◎投資等 42億円

基金・出資金、長期延滞債権など

◎流動資産 45億8千万円

現金・預金、財政調整基金、未収金など

(うち歳計現金 3億3千万円)

資産合計

330億9千万円

◎借入金や将来の職員の退職金等、将来世代の負担で返済していく債務

純資産 266億7千万円

現役・過去の世代から調達してきた財源

(一般財源又は国県からの補助金)

負債・純資産合計合計

330億9千万円

④ 資金収支計算書

現金が1年間でどう変動したかを示したものです。

◎H25年度末資金残高 4億3千万円

◎H26年度収支 △1億円

・経常的収支 16億3千万円

・公共資産整備収支 △4億2千万円

・投資・財務的収支 △13億1千万円

H26年度末資金残高

3億3千万円

② 行政コスト計算書

1年間の行政サービスにかかった経費(コスト)を示したものです。

経常行政経費 49億4千万円

◎人にかかる経費 7億5千万円

職員給与、議員報酬等

◎物にかかる経費 16億1千万円

物品購入費、施設修繕費等

◎移転支的経費 24億7千万円

扶助費、補助費、繰出金等

◎その他の経費 1億1千万円

町債利子の支払等

経常収益 9億3千万円

保育料、住宅使用料、保険料などの収入

純経常行政経費(経常行政経費－経常収益)

40億1千万円

③ 純資産変動計算書

純資産が1年間でどう変動したかを示したものです。

H25年度末純資産残高 260億円

◎純経常行政経費 △40億1千万円

◎一般財源等 46億8千万円

地方税、地方交付税、国県補助金等

H26年度末純資産残高

266億7千万円

財務書類4表からこんなことが分かりました。

町民1人あたりの資産
(資産合計/人口)

422万円

町民1人あたりの負債
(負債/人口)

82万円

町民1人あたりの行政サービス(1年間)にかかる経費
(経常行政経費/人口)

63万円

資産の老朽化を表す数値
(減価償却累計額/取得価格)
※100%に近づくほど老朽化が進んだことになります。

53.7%

平成28年2月末の人口:7,833人

■対象会計

上毛町普通会計(一般会計・奨学資金特別会計・住宅新築資金等特別会計)・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計
農業集落排水事業特別会計・簡易水道事業特別会計

●問い合わせ先 総務課 財政係 TEL 72-3111(内線117)